

# 会 員 ・ 準 会 員

## 会 員 情 報 の 提 供 に 関 す る 届 出 書

年 月 日

日本公認会計士協会 御中

登録番号・準会員番号 \_\_\_\_\_ (公認会計士・会計士補・それ以外の準会員)

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

(連絡先) 電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

### 会員専用ウェブサイト等による会員情報の提供について

会員情報の提供に関する細則第3条(会員情報の提供)により提供される会員情報の全部又は一部について、同第4条(提供停止の求め)に基づき、下記事項の提供停止又は停止解除を求めます。

#### 記

#### ◆会員情報の一部の提供停止

自宅住所	提供停止 ・ 停止解除	事務所所在地	提供停止 ・ 停止解除
自宅 電話・FAX 番号	提供停止 ・ 停止解除	事務所 電話・FAX 番号	提供停止 ・ 停止解除

#### ◆会員情報の全部の提供停止

登録番号・準会員番号、氏名を含めた全て	提供停止 ・ 停止解除
---------------------	-------------

一般公開ウェブサイトの「公認会計士等検索」及び文書又は口頭により登録事項の開示を請求した者に対して、事務所の名称及び所在地を開示しないよう本会に求めるときは、別途「公認会計士等登録事項の非開示に関する申請書」を作成し、必要な添付書類と併せて郵送で提出してください。

#### 《会計士補・特定社員以外の準会員のみ:会員・準会員以外の第三者への会員情報の提供について》

会員情報の提供に関する細則第11条(準会員の情報の第三者への提供)により提供される会員情報について、同条に基づき、下記事項の提供停止又は停止解除を求めます。

準会員番号、氏名、入会年月日 \_\_\_\_\_ 提供停止 ・ 停止解除

※本届出により提供停止を行うと、就職先や契約先、取引先等から準会員に入会しているか否かの照会があったときに回答できないこととなりますので、ご注意ください。

必要事項を記入し、希望する項目について提供停止又は停止解除を○で囲んで、会員登録グループ宛にEメール(kaiin@jicpa.or.jp)、FAX(03-5226-3353)又は郵送にてご提出ください。

## ○会員情報の提供に関する細則

(制定 平成25年 7月31日)

最終変更 2023年 2月17日

(目的)

**第1条** この細則は、会員（監査法人を除く。以下同じ。）及び準会員（以下「会員等」という。）に対する会員情報の提供の方法、手続その他必要な事項を定め、もって会員等の連絡及び協調に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この細則において「会員情報」とは、会員等が本会に提出した次に掲げる書面又はこれに相当する電磁的記録に含まれ、本会が保有することとなった情報をいう。

(1) 公認会計士、会計士補及び外国公認会計士に係る開業登録申請書及び変更登録申請書並びに特定社員に係る特定社員登録申請書及び変更登録申請書

(2) 入会届出書、入会申請書及び準会員入会申込書

(3) 会員（準会員）変更届出書、準会員（特定社員）変更届出書及び準会員変更届出書並びに業務上使用する旧姓の申請に係る書面

(4) 前3号に掲げる書面に附帯する書面

(会員情報の提供)

**第3条** 本会は、次に掲げる方法により会員等に対し会員情報の一部を提供するものとする。

(1) ウェブサイト（会員等のみが閲覧することができる部分に限る。以下「会員専用ウェブサイト」という。）への表示

(2) 口頭での情報提供

(3) 抽出印刷

(提供停止の求め)

**第4条** 会員等は、別に定めるところにより、前条各号に掲げる方法による会員情報の提供を停止するよう本会に求めることができる。

2 前項の規定による求めは、提供される会員情報の全部又は一部につき行うことができる。

3 本会は、第1項の規定による求めがあったときは、その求めに応じて、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。

(会員専用ウェブサイトに表示する事項)

**第5条** 会員専用ウェブサイトには、会員情報のうち次に掲げる事項を表示する。

(1) 氏名（旧姓使用の承認を受けた者については、旧姓とする。以下同じ。）

(2) 登録番号又は準会員番号

(3) 連絡先並びに住所及びその電話番号（ファクシミリ番号を含む。以下同じ。）に関する事項

(4) 会則第5条第2項第5号の準会員以外の者にあつては、地域会及び部会

2 会員についての前項第3号の連絡先に関する事項は、自らその業務を営むときの主たる事務所（以下「個人事務所」という。）の所在地及び電話番号とする。ただし、次の各号に掲げる会員にあつては、当該各号に掲げる事項とする。

(1) 監査法人の社員である者 次の区分に応じ、次に掲げる事項

ア 個人事務所の登録を受けていない者 監査法人の名称並びに主として執務する事務所の名称、所在地及び電話番号

イ 個人事務所の登録を受け、その所在地と主として執務する事務所の所在地が同一である者 監査法人の名称並びに主として執務する事務所の名称、所在地及び電話番号

ウ 個人事務所の登録を受け、その所在地と主として執務する事務所の所在地が異なる者 個人事務所の所在地及び電話番号

(2) 監査法人又は他の公認会計士等の事務所に勤務する者として登録を受け、個人事務所を有しないもの 勤務する監査法人又は他の公認会計士等の事務所の名称、所在地及び電話番号

(3) 個人事務所が共同事務所である者 個人事務所の名称、所在地及び電話番号

(4) 会社その他の者の役員又はこれに準ずる者であるとして登録を受け、かつ、個人事務所を有しないもの（前3号のいずれにも該当しない者に限る。）当該会社その他の者の名称並びに主として執務する事業所その他の施設の名称及び所在地

(5) 会社その他の者に勤務する者であるとして登録を受け、かつ、個人事務所を有しないもの（前各号のいずれにも該当しない者に限る。）当該会社その他の者の名称並びにその勤務する事業所その他の施設の名称及び所在地

3 会則第5条第2項第2号の準会員についての第1項第3号の連絡先に関する事項は、個人事務所の所在地及び電話番号とする。ただし、個人事務所を有しない者にあつては、勤務する監査法人又は公認会計士等の事務所の名称、所在地及び電話番号とする。

- 4 会則第5条第2項第5号の準会員についての第1項第3号の連絡先に関する事項は、所属する監査法人の名称並びに主として執務する事務所の名称、所在地及び電話番号とする。
- 5 会則第5条第2項第1号、第3号又は第4号の準会員についての第1項第3号の連絡先に関する事項は、住所及び電話番号とする。ただし、準会員の入会等に関する事務細則第7条第1項ただし書の規定により、勤務先等により所属地域会を決定している者にあつては、勤務先等の名称、所在地及び電話番号とする。

(会員専用ウェブサイトに表示する会員情報以外の事項)

**第6条** 会員専用ウェブサイトには、前条の規定により会員情報を表示するほか、次の事項を表示することができる。

- (1) 監査法人の名称、社員の氏名、事務所の所在地及び電話番号
- (2) 本会の役員及び事務局に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

**第7条** 口頭での情報提供として会員等に提供することができる会員情報は、第5条第1項の規定により会員専用ウェブサイトに表示する事項とする。

(抽出印刷の方法)

**第8条** 抽出印刷は、第5条第1項の規定により会員専用ウェブサイトに表示する事項のうち会員等が指定した事項により抽出した会員情報をはがき又は宛名ラベルに印刷する方法により行う。

2 抽出印刷により提供する事項は、会員情報のうち次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 会員等が本会に届け出た書類等の送達先

(抽出印刷の申込み)

**第9条** 抽出印刷により会員情報の提供を受けようとする会員等は、所定の様式により本会に申し込まなければならない。

(手数料の徴収)

**第10条** 本会は、抽出印刷による会員情報の提供を行ったときは、実費その他一切の事情を勘案した手数料を徴収するものとする。

(準会員の情報の第三者への提供)

**第11条** 本会は、会則第5条第2項第1号、第3号及び第4号の準会員の会員情報のうち、次に掲げる事項を会員等以外の者の求めに応じて、当該者に口頭で提供することができる。

- (1) 準会員番号
- (2) 氏名
- (3) 入会年月日

2 第4条の規定は、前項の場合について準用する。

(その他)

**第12条** この細則に定めるもののほか、会員情報の提供に関し必要な事項は、個人情報保護管理細則第4条の個人情報保護管理者が定める。

附 則

この細則は、会則に第17条の2を加える改正規定について金融庁長官の認可があつた日（平成25年8月9日）から施行する。

附 則（平成28年4月13日改正）

この改正規定は、平成28年4月14日から施行する。

附 則（2019年9月17日改正）

この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月1日）から施行する。

附 則（2023年2月17日改正）

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。